

＜平成24年度薩摩川内市事務事業評価表＞

1 事務事業の位置付け(Plan)								
事務事業名	子ども発達支援センターつくし園利用者負担金等助成事業			担当者	後藤里美			
所管部課名	障害・社会福祉課			事業の根拠(根拠法令)	薩摩川内市児童発達支援センター及び児童発達支援事業施設利用料助成要綱			
事業の種類	<input checked="" type="checkbox"/> ソフト事業 <input type="checkbox"/> 建設・整備事業 <input type="checkbox"/> 施設管理 <input type="checkbox"/> 内部管理							
総合計画上の位置づけ	施策の基本方針	政策(章)	健康で共に支え合うまちづくり		主要施策(節)	障害者(児)福祉の推進		
					施策(項)	障害者(児)福祉の充実		
予算科目等	会計	一般会計		款	民生費			
	項	社会福祉費		目	身体障害者福祉費			
	事項	心身障害児通園事業費		細事項	心身障害児通園事業費			
事業の概要								
子ども発達支援センターつくし園等の利用料について、保護者の費用負担の緩和を図るため、自己負担額の全額助成を行うもの。								
2 事務事業の実施 (Do)								
事業の内容	対象(誰を、何を対象とする事業か)	施設を利用する児童(保護者)		事業開始年度		平成19年度		
	手段(市がどのような活動をするか)	月毎の利用料納入後、本人の請求に基づき助成金を支払う。		活動指標(市として何をを行うか?)	指標名	助成額及び受給者数		
					最終目標値			
					最終年度			
	意図(どのような目的で事業を行うか)	一般の保育園との併行通園者も多いことから、保護者の経済的負担を緩和し、障害児の健全育成に資する。		成果指標(活動をした上で、目標となる成果をどのように設定するか?)	指標名	経済的負担緩和		
					最終目標値			
最終年度								
経費及び指標の推移	項目	単位	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度予算額	平成25年度見込み	平成26年度見込み	
	事務事業費	千円	2,324	2,774	3,000	3,000	3,000	
			扶助費	2,324	2,774	3,000	3,000	3,000
	要員配置状況	人	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	
			職員	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
			嘱託員					
			臨時職員等					
	活動指標の推移(受給者数)	人	85	73	80	80	80	
	成果指標の推移							
	財源内訳	事務事業費	千円	2,324	2,774	3,000	3,000	3,000
国・県支出金		290		445	400	400		
その他		0						
一般財源		2,034		2,329	2,600	2,600	3,000	

3 事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	対象・手段の妥当性 <input type="checkbox"/> 妥当である <input checked="" type="checkbox"/> 改善の余地はある <input type="checkbox"/> 妥当でない (上記選択の理由) 対象者を併行通園者とするにより、縮減を図る。
	市が関与すべき妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 市で実施すべき <input type="checkbox"/> 民間でも可能 <input type="checkbox"/> 民間で実施すべき (上記選択の理由) 事業内容から、市で実施すべきものと判断される。
効率性	事業費の削減余地 <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がある <input type="checkbox"/> 削減余地はない <input type="checkbox"/> 妥当でない (上記選択の理由) 対象者を併行通園者とするにより、縮減を図る。
	人件費の削減余地 <input type="checkbox"/> 削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地はない (上記選択の理由) 定期的な事務処理に係るものであるため、削減は困難である。
有効性	成果の達成度 <input type="checkbox"/> かなり高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> 低い (上記選択の理由) 併行通園者の経済的負担が軽減され、障害児の健全育成に資する。
	成果の向上余地 <input type="checkbox"/> かなりある <input checked="" type="checkbox"/> ある程度ある <input type="checkbox"/> ほとんどない (上記選択の理由) 継続して実施することで、障害者福祉の増進が図られる。
4 事業の改革・改善の方向性 (Action)	
内部評価 (一次)	内部評価結果
	今後の改革の方向性 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	上記方向の理由 対象者を併行通園者とするにより、縮減を図る。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 財政運営プログラムの中で、縮減を検討する。
外部評価 (二次)	外部評価結果
	事業の視点別評価 妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 効率性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	今後の改革の方向性 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 外部評価結果のまとめ

子ども発達支援センターつくし園利用者負担金等助成事業

1 対象者

- ・本市に住所を有し、かつ、本市において児童福祉法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証の交付を受けた児童の保護者

※児童福祉法第21条の5の7第9項

市町村は、通所給付決定をしたときは、当該通所給付決定保護者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給量、通所給付決定の有効期間その他の厚生労働省令で定める事項を記載した通所受給者証（以下「通所受給者証」という。）を交付しなければならない。

2 対象施設

区 分	施 設 名	備 考
児童発達支援事業施設 (旧児童デイサービス施設)	子ども発達支援センターつくし園	
	ミニヨンヌアリス (鹿児島市)	利用者1名
児童発達支援センター (旧知的障害児通園施設)	子ども発達支援センターつくし園	

3 助成内容

(1) (参考) 費用負担額

区 分	通 園 内 容	所得 区分	利用料(円)	負担上限額 (円)	自己負担 (助成) 額 (円)
児童発達支援事業施設 (旧児童デイサービス施設)	10回/月 利用時	一般1	8,210	4,600	4,600
		一般2		37,200	8,210
児童発達支援センター (旧知的障害児通園施設)	21日/月 利用時	一般1	20,307	4,600	4,600
		一般2	19,425	37,200	19,425

(2) 助成内容

全額助成

4 実績等

年 度	受給者数 (人)	助成額 (円)
平成22年度決算	85	2,324,085
平成23年度決算	73	2,774,239
平成24年度予算	80	3,000,000
平成25年度見込み	80	3,000,000
平成26年度見込み	80	3,000,000

※ 参 考

【 利用者負担上限金額 】

(平成 24 年 4 月現在：国の基準)

区分	負担上限月額 (円)	要 件
生活保護	0	生活保護受給世帯
低所得	0	市町村民税非課税世帯
一般 1	9,300 障害児は 4,600	市町村民税課税世帯 所得割 16 万円未満 (障害児は 28 万円未満)
一般 2	37,200	上記以外 入所施設利用者 (20 歳以上)、グループホーム・ケアホーム利用者は、課税世帯の場合、「一般 2」となります。

【 デイサービス利用者負担金の単価について (1日あたり) 】

基本単価	10 人以下の施設	616 円
児童発達支援管理責任者加算		205 円
欠席時対応加算		94 円

【 通園利用者負担金の単価について (1日あたり) 】

基本単価	31 人以上 40 人以下の施設	874 円
児童発達支援管理責任者加算		51 円
食事提供体制加算	低所得 1・2	58 円
食事提供体制加算	市民税所得割 280,000 円以下の世帯	42 円
欠席時対応加算		94 円

○薩摩川内市児童発達支援センター及び児童発達支援事業施設利用料助成要綱

平成19年3月28日

告示第123号

(目的)

第1条 この告示は、児童発達支援センター（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターをいう。以下同じ。）及び児童発達支援事業施設（法第6条の2第2項に規定する児童発達支援を行う施設（法第43条に規定する児童発達支援センターを除く。）をいう。以下同じ。）の通園対象者が、児童発達支援センター及び児童発達支援事業施設における施設支援を受けた場合の利用料の一部を予算の範囲内において助成することにより、保護者の費用負担の緩和を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、本市に住所を有し、かつ、本市において法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証の交付を受けた児童の保護者とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、法第21条の5の3第2項第2号に規定する額とする。

(申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、児童発達支援センター・児童発達支援事業施設利用助成金支給申請書を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、児童発達支援センター・児童発達支援事業施設利用助成金交付決定（却下）通知書により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第6条 前条の通知書を受理した者は、市長が定める期日までに児童発達支援センター・児童発達支援事業施設利用助成金請求書を提出しなければならない。

(助成金の返還等)

第7条 市長は、対象者が偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けたときは、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部の額の返還を命じることができる。

(様式)

第8条 この告示に規定する児童発達支援センター・児童発達支援事業施設利用助成金支給申請書等の様式は、別に定める。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日告示第285号）

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

薩摩川内市児童発達支援センター・児童発達支援事業施設
利用助成金支給申請書

平成 年 月 日

薩摩川内市長 様

下記のとおり薩摩川内市児童発達支援センター・児童発達支援事業施設利用助成金の支給を申請します。

なお、すでに支給された助成金につき、私の本来の負担とは異なる費用が認定された結果、返還すべき助成金が発生した場合は、その金額を次回の助成金支給の際に控除（相殺）されることに同意します。

記

申請者氏名	〇〇 〇〇 ㊟		
申請者住所	薩摩川内市 町 番地		
受給者証番号		児童氏名	〇〇 △△
児童生年月日	平成 年 月 日	保護者氏名	〇〇 〇〇
利用施設名	薩摩川内市子ども発達支援センターつくし園		

振込口座

口座番号等	銀行・農協名	支店・支所名	預金種別	口座番号
	銀行	支店	普通	12345678

口座名義人： 〇〇 〇〇

外部委員評価作業シート

番号:12

事務事業名:子ども発達支援センターつくし園利用者負担金等助成事業

○視点別評価

委員名

視点	事務事業を評価する際の着眼点
妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施の対象・手段は適切か ・市民ニーズを反映しているか（ニーズが薄れていないか） ・国や県、他の課の事務事業と重複または類似していないか ・民間で実施する方が、より成果や効率性が高まらないか ・すでに期待した目的を達成した事業ではないか ・社会情勢の変化による目的や対象・手段について見直しの余地はないか
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・更なるコスト削減が図れないか ・費用対効果は適切か ・従事職員数は適切か ・他の実施主体を活用し、コスト削減が図れないか ・整理・統合できる事業はないか
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・目的に沿って期待通りの成果があるか ・事業継続により成果の向上が期待できるか ・コストに対し、十分な成果があがっているか
事業の視点別評価	<p>■ 妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い</p> <p>■ 効率性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い</p> <p>■ 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い</p>

○評価区分

区分	評価の理由	チェック		
現状のまま継続	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容や実施方法が適切である ・事業規模（予算）が適切である 			
見直しの上で継続	拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・事業規模（予算）を拡大すべきである ・対象範囲を見直す必要がある 		
	統合	<ul style="list-style-type: none"> ・他の事務事業と統合すべきである 		
	手段の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容や実施手法を見直す必要がある ・業務処理の効率化を図るべきである ・民間で実施した方が効果的・効率的である 		
		移管	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズの再把握が必要である ・他の課・部署へ移管すべきである 	
		縮小	<ul style="list-style-type: none"> ・事業規模（予算）を縮小すべきである ・対象範囲を見直す必要がある 	
	休止	<ul style="list-style-type: none"> ・目的の達成状況、社会情勢の変化から、事業実施の必要性・緊急性がない又は低い。 		
廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・市で実施する妥当性がない ・目的の達成手段として不適切である ・事業効果がない又は低い ・実施の必要性がない又は低い ・他の事業と重複している 			
今後の改革の方向性	<input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止			



外部評価結果のまとめ（行政改革推進委員会の意見）

■評価■（今後の改革の方向性）

■付記する意見■